

別記（原文のまま記載）

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案に対して、都民からの意見書はなかった。また、事業段階関係区長である港区長からの意見が1件提出された。意見等の件数の内訳は表1に示すとおりである。

事業段階関係区長である港区長からの意見及び事業者の見解は、表2(1)～(2)に示すとおりである。なお、意見及び見解は全文を掲載している。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	0
事業段階関係区長からの意見	1
合計	1

表2(1) 事業段階関係区長（港区長）からの意見及び事業者の見解の概要

区長の意見	事業者の見解
項目：環境影響評価書案全般	
環境影響評価書案を作成する際には、調査方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしていただきたい。	環境影響評価図書等の作成にあたっては、調査方法や評価の基準等について平易な表現に努め、一般の方々理解しやすいものとなるよう、努力いたします。
計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めた意見・要望等を尊重し真摯に対応していただきたい。	計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めたご意見・ご要望等を頂いた場合には、上位計画の方針等を踏まえて、事業計画への反映を検討した上で、その結果について丁寧な説明を行い、真摯に対応いたします。
項目：風環境	
運河沿い遊歩道及び区道 1026 号線周辺で強風が発生した場合、事後の対応を行うこと。	工事の完了後には、今後提出する事後調査計画書に基づき風環境（風向・風速）の測定を行い、防風植栽の効果を含め予測・評価結果との整合性を確認いたします。なお、事後調査の結果、著しい影響により新たに防風対策など環境保全のための措置が必要となった場合には、速やかに対応するとともにその内容を事後調査報告書（工事の完了後）に記載いたします。
防風植栽の施工にあたっては、躯体との位置関係等生育に必要な空間（根鉢を含む）や日照が十分確保されていることを確認すると共に、施工時の状況を事後検証できるよう写真により記録すること。	本事業は、計画建築物の中央部にエレベーター式の機械式駐車場を設置する計画であり、地下駐車場を設けないことから、防風植栽を施す区域の地下部に躯体は存在しないため、生育に適切な地下空間を確保いたします。 防風植栽の施工にあたっては、生育に必要な空間や日照の確保について確認するとともに、施工時の状況を事後検証できるよう写真により記録し、事後調査報告書に記載いたします。
建設後に管理者が変更される場合は、防風植栽の維持管理上の留意点及び環境影響評価手続きの状況等について重要事項説明会等において引き継ぎを行うこと。また、引き継ぎ状況（使用した資料、議事録等）を事後調査報告書に記載すること。	意見の内容を踏まえ、防風植栽の維持管理上の留意点及び環境影響評価手続きの状況等を建設後の管理者に適切に説明し、建設後に防風植栽の維持管理が適切に行われるよう引き継ぎを行います。なお、防風植栽の状況、維持管理の実施状況については、その内容を事後調査報告書（工事の完了後）に記載いたします。

表2(2) 事業段階関係区長（港区長）からの意見及び事業者の見解の概要

区長の意見	事業者の見解
項目：その他（事業計画等）	
<p>廃棄物処理計画について 廃棄物保管場所等について、みなと清掃事務所と緊密に連絡を取り、十分な事前協議をすること。</p>	<p>廃棄物処理計画については、みなと清掃事務所と十分な事前協議を行い、廃棄物保管場所等について調整を図ります。</p>
<p>交通について 事業区域の工事車両ルート近隣に港区立芝浦幼稚園、芝浦小学校、芝小学校があるため、工事車両の通行にあたっては、交通安全についての十分な対策を講じられたい。</p>	<p>工事用車両の走行ルートは幹線道路である区道1026号、国道130号、日本橋芝浦大森線（海岸通り）、国道15号（第一京浜）等とし、幹線道路以外は原則走行いたしません。 工事用車両の走行にあたっては、近隣の小中学校等の存在を踏まえ、運転手の教育徹底、交通誘導員の適正配置など十分な対策を講じます。</p>
<p>施工計画について 既存建物の解体工事及び新築工事の施工にあたっては、下記の点に配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」（以下「区要綱」という。）の内容を踏まえ、近隣紛争の未然防止、地域における生活環境の保全に努めること。 ・解体建物にアスベストが使用されている場合は、吹き付け材、保温材等のほか、アスベスト含有成形板の使用状況についても十分な事前調査を行い、調査内容を書面で記録し、保管すること。また、区要綱や大気汚染防止法等の法令に従った報告・届出及び飛散防止対策を講ずるとともに、適切な廃棄物処理をすること。周辺住民から問い合わせがあった場合は、調査内容及び処理方法を丁寧に説明すること。 ・建設作業実施届出など必要な事前届出をすると共に、十分な近隣説明を行うこと。 ・建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講ずること。 ・工事車両について、騒音・振動・渋滞など周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯等に工夫すること。 	<p>本事業実施前に行われる既存建物の解体工事は、本事業とは別事業ですが、解体建物にアスベストが使用されていた場合の対応などご意見の内容について配慮が図られるよう解体事業者に確実に伝えます。 新築工事にあたっては、特定建設作業実施届出書など必要な事前届出を適切な時期に行うとともに、十分な近隣説明を行います。また、排出ガス対策型及び低騒音型・低振動型の建設機械の積極的な採用やアイドリングストップの徹底、工事工程の平準化に努める等、騒音、振動、粉塵等の影響を低減するよう適切な対策を講じます。 工事用車両は、幹線道路以外を原則走行しないこととし、走行時間帯は原則として7時～19時とする計画です。また、所定の走行ルートの周知徹底、計画的な運行、規制速度の遵守等により周辺への影響の低減を図ります。 なお、交通の分散化を図るため、北側の国道130号に面して補助出入口を設けることを検討いたします。</p>
<p>その他 共同住宅（約1,000戸）の建設に伴い、待機児童が急激に増加する可能性があるため、保育施設等について所管課と調整を行うこと。</p>	<p>待機児童が急激に増加する可能性を踏まえ、運河沿いの広場状空地に面して保育所を設ける予定です。保育所の形態、運用等については今後港区の所管課と調整を図ります。</p>
<p>運河沿い遊歩道について防犯等の安全対策を講ずること。</p>	<p>運河遊歩道の整備にあたっては、防犯等の安全対策を含め、運河遊歩道の管理者である港区と協議を行い、調整を図ります。</p>